

## 実施要領（ばい煙測定、飲料水水質検査）

### 1 ばい煙測定

- (1) 大気汚染防止法、広島県公害防止条例、その他関係法令に基づき、適正な方法により、広島市立大学エネルギーセンター棟の吸収式冷温水発生機（3 台）のばい煙測定を次のとおり行うものとする。
- (2) 測定項目及び測定方法  
ばいじんの濃度 JIS Z 8808 の方法により測定  
窒素酸化物 JIS K 0104 の方法により測定
- (3) 測定回数及び測定日  
測定回数は、年 2 回（7～8 月の間で 1 回、1～2 月の間で 1 回）とし、委託業務の実施に当たっては、大学と事前に協議して、業務の日時、作業方法等を定めるものとする。

### 2 飲料水水質検査

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）及び水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に基づき、次のとおり行うものとする。
- (2) 業務内容

種類	回数	実施予定月	実施箇所	備考
水質検査	年 2 回	8 月 2 月	1 箇所	水道法に基づいて行うものとする。 水質検査項目等は、別表のとおり。

※ 8 月に実施する水質検査は、貯水槽（受水槽）の清掃後、給水栓末端の飲料水の水質検査を行う。

- (3) 業務実施に当たっての留意事項
  - ① 委託業務の実施に当たっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 2 号）第 27 条第 3 号に規定する者が、検査を行うものとする。
  - ② 委託業務の実施に当たっては、大学と事前に協議して、実施方法を決定する。

### 3 報告事項等

次の事項を記載したものを実施月毎に作成し、大学の確認を受けるものとする。

- (1) 測定、採水日時及び場所
- (2) 検査の日時及び場所
- (3) 検査結果（計量証明を添付）
- (4) 検査結果についての所見

飲料水水質検査項目・実施表

8月実施分	
項 目	基 準
塩素酸	0.6mg/ℓ以下であること。
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
大腸菌	検出されないこと。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。
シアン化合物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。
亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下であること。
クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下であること。
クロロホルム	0.06mg/ℓ以下であること。
ジクロロ酢酸	0.04mg/ℓ以下であること。
ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下であること。
臭素酸	0.01mg/ℓ以下であること。
総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下であること。
トリクロロ酢酸	0.2mg/ℓ以下であること。
ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下であること。
ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下であること。
ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/ℓ以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。
塩化物イオン	200mg/ℓ以下であること。
蒸発残留物	500mg/ℓ以下であること。
全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量	3mg/ℓ以下であること。 (過マンガン酸カリウム消費量は、10mg/ℓ以下であること。)
PH値	5.8以上8.6以下であること。
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	5度以下であること。
濁度	2度以下であること。
2月実施分	
項 目	基 準
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
大腸菌	検出されないこと。
亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下であること。
塩化物イオン	200mg/ℓ以下であること。
全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量	3mg/ℓ以下であること。 (過マンガン酸カリウム消費量は、10mg/ℓ以下であること。)
PH値	5.8以上8.6以下であること。
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	5度以下であること。
濁度	2度以下であること。





